

令和8年1月5日付け 入札参加停止措置（物品購入等）

登録番号	商号又は名称	所在地	内容	要綱該当条項	対応の内容	対応期間	備 考
11463	極東開発工業株式会社	大阪府 大阪市	特定特装車製品の販売価格等に関する情報交換を行い、特定特装車製品の販売価格を引き上げる旨を合意し、販売価格をおおむね引き上げていたことは、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、令和7年9月24日、公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。	・別表第2第3号ロ <独占禁止法違反行為>	4月	R7.10.30 から R8. 2.28 まで	北本市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱別表第2第3号ロを適用し、入札参加停止を4か月とする。